

中華人民共和国査証申請要領

(2013.8.30 在日本中国大使館発表・日中平和観光(株) 訳 9/4 改定)

●査証の種類と申請該当者

査証種類	該当する申請人
C (乗務員)	国際列車乗務員・国際航空便乗組員・国際航海乗組員並びに同行家族・国際道路輸送に従事する車のドライバー
D (定住)	永住目的
F (交流・訪問・視察)	交流、訪問、視察等の非商業性活動目的
G (トランジット)	トランジット目的
J1 (常駐記者)	常駐(駐在)する外国人記者(180日を超える滞在)
J2 (臨時記者)	短期取材目的の外国人記者(180日を超えない滞在)
L (観光)	観光目的
M (商務貿易)	商用、貿易等の商務目的
Q1 (家族・親族訪問)	中国国内に居住する中国人の家族・中国での永住許可を持つ外国人の家族で長期(180日を超える)滞在をする人、扶養等の理由で訪中する人(家族範囲:配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、配偶者の父母、子の配偶者)
Q2 (家族・親族訪問)	中国国内に居住する中国人の家族・中国での永住許可を持つ外国人の家族で短期(180日を超えない)滞在をする人
R (人材)	中国が必要とする高レベル人材・喫緊に必要とされる専門家
S1 (私人事務)	駐在(就労)や留学等の目的で中国に滞在する外国人の配偶者・父母・18歳未満の子・配偶者の父母・その他で、長期(180日を超える)滞在をする人
S2 (私人事務)	駐在(就労)や留学等の目的で中国に滞在する外国人の配偶者・父母・子・兄弟姉妹・祖父母・孫・配偶者の父母・子の配偶者・その他で、短期(180日を超えない)滞在をする人
X1 (留学)	長期の留学(180日を超える滞在)
X2 (留学)	短期の留学(180日を超えない滞在)
Z (駐在)	駐在(就労)目的

●各査証共通必要書類

- (1) 査証申請書
- (2) パスポート(有効残存期間が6ヵ月以上あり、余白査証頁が2頁以上あるもの)
- (3) 証明写真1枚(6ヵ月以内撮影/縦4cm×横3cm/カラー/無帽無背景)
- (4) 日本に長期滞在している第三国国籍(日本・中国以外の国籍、以下「外国籍」)は在留カードのコピー・短期滞在している外国籍は入国記録(日本査証並びに入国スタンプ)があるパスポートと入国記録

●各査証の追加必要書類

C(乗務員)査証

必要書類:

- (1)外国運輸輸送会社発行の保証書または中国国内の関係機関発行の招聘状
- (2)中国大使館(領事館)が求めるその他の必要書類

D(定住)査証

必要書類:

- (1)中国公安部発行の「外国人永久居留身分確認表」原本並びにコピー

注意:

- 中国入国後、30日以内に居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事

F(交流・訪問・視察)査証

必要書類:

- (1)中国国内の関係機関または個人発行の招聘状

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報:氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中目的情報:訪中目的、到着日、出発日、訪問地並びに招聘機関又は招聘人との関係、費用負担先等
- ③招聘機関または招聘人情報:招聘機関の正式名称又は招聘人の氏名、電話番号、住所、発行機関の公印、法定代表人又は招聘人の署名等

- (2)マルチ査証の場合「被授權単位多次査証邀請函」または、過去に取得した中国査証および2回以上の中国入出国履歴

注意:

- 招聘状はFAX、コピーまたはメール添付を印刷したものでも可。但し中国大使館(領事館)員は招聘状の原本提出を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員が必要と認める時はその他の証明書もしくは追加書類、申請者本人の面接を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員は申請人の具体的な状況により、査証発給の可否及び査証の有効期間、滞在日数、入国回数を決定できる。
- 当種類の査証は原則として指定旅行会社を経由し申請する。中国(香港、澳門、台湾を含む)で出生した外国籍華人は直接大使館(領事館)で申請ができる。短期滞在で日本にいる外国籍者は本人出頭の上、直接大使館(領事館)で申請をする。

G(トランジット)査証

必要書類:

(1) 訪問予定の国または地域への予約済全旅程航空(乗船・乗車)券並びにコピー

J1(常駐記者)査証

必要書類:

(1) 中国外交部新聞司発行の査証通知函及び記者所属先報道機関発行の公文書

※申請人は申請に先立ち、中国大使館(領事館)新聞処まで連絡・相談の上手続きを進める。

注意:

- 中国入国後30日以内に、居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事

J2(臨時記者)査証

必要書類:

(1) 中国外交部新聞司発行の査証通知函及び記者所属先報道機関発行の公文書

※申請人は申請に先立ち、中国大使館(領事館)新聞処まで連絡・相談の上手続きを進める。

L(観光)査証

必要書類:

(1) 往復予約済航空券及びホテル予約確認書等の旅程が確認できる書類、または中国国内機関または個人発行の招聘状。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報: 氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中旅程情報: 到着日、出発日、観光地等
- ③招聘機関又は招聘人情報: 招聘機関の正式名称または招聘人の氏名、電話番号、住所、発行機関の公印、法定代表人又は招聘人の署名等

注意:

- 招聘状はFAX、コピー又はメール添付を印刷したものでも可。但し中国大使館(領事館)員は招聘状の原本提出を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員が必要と認める時はその他の証明書もしくは追加書類、申請者本人の面接を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員は申請人の具体的な状況により、査証発給の可否及び査証の有効期間、滞在日数、入国回数を決定できる。
- 当種類の査証は原則として指定旅行会社を経由し申請する。中国(香港、澳門、台湾を含む)で出生した外国籍華人は直接大使館(領事館)で申請ができる。短期滞在で日本にいる外国籍者は本人出頭の上、直接大使館(領事館)で申請をする。

M(商務貿易)査証

必要書類:

(1) 中国国内の貿易相手方関係機関発行の商業活動文書、交易会招待状等の招聘文書。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報:氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中目的情報:訪中目的、到着日、出発日、訪問地並びに招聘機関又は招聘人との関係、費用負担先等
- ③招聘機関又は招聘人情報:招聘機関の正式名または招聘人の氏名、電話番号、住所、発行機関の公印、法定代表人又は招聘人の署名等

(2) マルチ査証の場合「被授權単位多次査証邀請函」または、過去に取得した中国査証および2回以上の中国入出国履歴

注意:

- 招聘状はシングル・ダブルエントリービザの場合はFAX、コピー又はメール添付を印刷したものでも可。マルチプルビザの場合は原本を提出。
- 中国大使館(領事館)員が必要と認める時はその他の証明書もしくは追加書類、申請者本人の面接を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員は申請人の具体的な状況により、査証発給の可否及び査証の有効期間、滞在日数、入国回数を決定できる。
- 当種類の査証は原則として指定旅行会社を経由し申請する。中国(香港、澳門、台湾を含む)で出生した外国籍華人は直接大使館(領事館)で申請ができる。短期滞在で日本にいる外国籍者は本人出頭の上、直接大使館(領事館)で申請をする

Q(家族・親族訪問)査証

Q1査証

必要書類:

—家族滞在目的の場合—

(1) 中国国内に居住する中国人もしくは永住許可を持つ外国人発行の招聘状。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報:氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中情報:訪中目的、到着日、出発日、予定居住地、予定居住期限並びに招聘人との関係、費用負担先等
- ③招聘人情報:招聘人の氏名、電話番号、住所、招聘人の署名等

(2) 招聘人の身分証またはパスポートコピー並びに永久居留証コピー

(3) 申請人と招聘人の家族関係証明(戸籍謄本・結婚証・出生証・公安局発行の関係証明又は親族関係公証等)

一扶養目的の場合一

- (1) 日本外務省と在日本中国大使館(領事館)の認証済の「寄養委託書」原本並びにコピー
- (2) 委託人のパスポートコピー並びにコピー。被扶養児童の「出生証明」原本並びにコピー
- (3) 扶養受託人発行の扶養受託同意書並びに身分証コピー
- (4) 被扶養児童の父母いずれか一方が中国籍の場合は中国国籍者の在留カードコピー

注意:

- 中国入国後、30日以内に居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事

Q2査証

必要書類:

- (1) 中国国内に居住する中国人もしくは永住許可を持つ外国人発行の招聘状。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ① 申請人の個人情報: 氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
 - ② 申請人訪中情報: 訪中目的、到着日、出発日、予定居住地、予定居住期限並びに招聘人との関係、費用負担先等
 - ③ 招聘人情報: 招聘人の氏名、電話番号、住所、招聘人の署名等
- (2) 招聘人の身分証またはパスポートコピー並びに永久居留証コピー
 - (3) 初めての査証申請時またはマルチ査証を申請する場合は関係を証明する書類(戸籍謄本、結婚証等)

注意:

- 招聘状はFAX、コピーまたはメール添付を印刷したものでも可。但し中国大使館(領事館)員は招聘状の原本提出を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員が必要と認める時はその他の証明書もしくは追加書類、申請者本人の面接を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員は申請人の具体的な状況により、査証発給の可否及び査証の有効期間、滞在日数、入国回数を決定できる。
- 在日本中国大使館(領事館)では短期訪問中の外国籍にマルチ査証は発給しない。マルチ査証は申請人国籍国又は居住国の中国大使館(領事館)にて申請の事。

R(人材)査証

必要書類:

- (1) 中国政府関係主管部門が確定している外国人高レベル人材または喫緊に必要とされる専門家の導入条件に合致した規定に基づき、それを証明する関係書類

S(私人事務)査証

S1査証

必要書類:

(1) 中国国内に居住する外国人発行の招聘状。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報:氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中情報:訪中目的、到着日、出発日、予定居住地、予定居住期限、費用負担先等
- ③招聘人情報:招聘人の氏名、電話番号、住所、招聘人の署名等

(2) 招聘人のパスポートコピー並びに居留証コピー

(3) 申請人と招聘人の親族関係を証明する書類(戸籍謄本・結婚証・出生証、公安局発行の関係証明又は親族関係公証等)の原本並びにコピー

(4) 大使館(領事館)が必要とするその他の書類

注意:

- 中国入国後、30日以内に居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事

S2査証

必要書類:

(1) 中国国内に居住する外国人発行の招聘状。

※招聘状には下記内容が含まれていなければならない。

- ①申請人の個人情報:氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号等
- ②申請人訪中情報:訪中目的、到着日、出発日、予定居住地、予定居住期限、費用負担先等
- ③招聘人情報:招聘人の氏名、電話番号、住所、招聘人の署名等

(2) 招聘人のパスポートコピー並びに居留証コピー

(3) 申請人と招聘人の親族関係を証明する書類(戸籍謄本・結婚証・出生証、公安局発行の関係証明又は親族関係公証等)の原本並びにコピー

(4) その他の理由(私人事務)等目的で申請する場合は大使館(領事館)の要求に基づく証明書類

注意:

- 招聘状はFAX、コピー又はメール添付を印刷したものでも可。但し中国大使館(領事館)員は招聘状の原本提出を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員が必要と認める時はその他の証明書もしくは追加書類、申請者本人の面接を求める事ができる。
- 中国大使館(領事館)員は申請人の具体的な状況により、査証発給の可否及び査証の有効期間、滞在日数、入国回数を決定できる。
- S2査証は原則として指定旅行会社を経由し申請する。中国(香港、澳門、台湾を含む)で出生した外国籍華人は直接大使館(領事館)で申請ができる。短期滞在で日本にいる外国籍者は本人出頭の上、直接大使館(領事館)で申請をする

X(留学)査証

X1査証

必要書類:

- (1) 中国国内受入機関発行の「録取通知書」原本並びにコピー
- (2) 「外国留学人員来華査証通知表(JW202又はJW201)」原本並びにコピー

注意:

- 中国入国後、30日以内に居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事

X2査証

必要書類:

- (1) 中国国内受入機関発行の「録取通知書」原本並びにコピー

Z(駐在・就労)査証

必要書類: (A)～(E)のいずれか1セット

- (A) 人力資源和社会保障部門発行の「外国人就業許可証書」並びに「被授權単位邀請函」又は「邀請確認函」
- (B) 外国専門家局発行の「外国専門家来華工作許可証」並びに「被授權単位邀請函」又は「邀請確認函」
- (C) 工商行政部門発行の「外国(地区)常駐機構登記証」並びに「被授權単位邀請函」又は「邀請確認函」
- (D) 文化行政管理部門発行の商業性文芸演出承認書類(訪中し商業性演出をする申請人にのみ適用)又は関係各省・市(区・市)人民政府外事弁公部門発行の書類並びに「被授權単位邀請函」又は「邀請確認函」
- (E) 中国海洋石油総公司発行の「外国人在中華人民共和国從事海上石油作業的邀請信」

注意:

- 中国入国後、30日以内に居留する地域の県級以上の人民政府公安機関出入境管理機構で居留許可を申請する事